

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 給付係	
許 認 可 等 名	食事療養標準負担額の減額に関する特例の認定	
根 拠 法 令	国民健康保険法施行規則	
根 拠 条 項	第26条の5	
連 絡 先	(電話 621-5159)	
審 査 基 準	基 準	<p>国民健康保険法施行規則第26条の5 減額認定証を保険医療機関に提出しなかったために減額しない食事療養標準負担額を支払った場合において、減額認定証を提出しなかったことがやむを得ないものと保険者が認めるときは、当該食事療養について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があったならば支払うべき食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費として支給することができる。</p> <p>申請 被保険者の属する世帯の世帯主は、食事療養標準負担額の減額に関する特例による給付を受けようとするときは、申請書を提出しなければならない。</p> <p>[添付書類] 医療機関等に支払った食事療養標準負担額が確認できる領収書 食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 60日(休日を含む)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)